

（仮称）太陽光発電施設の適正な設置・運営に関する条例（骨子案）の概要

1 目的			
この条例は、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、防災、自然環境、景観等の保全及び市民の安全・安心な生活環境を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とします。			
2 対象			
発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設 (※ 建築物に設置するものを除く)			
3 保全区域（許可が必要な区域）			
自然環境、景観等と太陽光発電施設設置事業との調和が特に必要と認められる区域を「保全区域」として指定します。			
安全・防災	河川保全区域 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域 洪水浸水想定区域	保全区域は 施行規則で 定める	
自然環境	自然環境保全地域（特別地区）、緑地環境保全地域 県立自然公園（第2種特別地域、普通地域） 地域森林計画対象民有林（保安林・保安施設地区以外） 鳥獣保護区		
	景観		風致地区 景観形成重点地区、景観形成推進地区
			文化財
市街化調整区域			
4 必要な手続き			
保全区域内における太陽光発電事業			許可
上記以外の太陽光発電事業			届出
※ 本条例とは別に、その他関係法令により原則設置ができない区域があります。 (農用地区域・甲種農地・第1種農地、保安林・保安施設地区、河川区域・河川予定地、重要文化財、県・市指定有形文化財、国・県・市指定史跡名勝天然記念物の指定地)			

5 手続きの流れ			許可	届出
①	事前協議	設置事業者は、事業計画について、市長と協議しなければなりません。	○	－
	届出	設置事業者は、事業計画についてあらかじめ市長に届け出なければなりません。	－	○
②	住民説明	設置事業者は、太陽光発電施設の設置場所の周辺地域の住民に対し、設置事業計画等を説明しなければなりません。 また、地域住民から意見の申出があったときは、地域住民と協議を行うものとします。	○	○
③	許可申請	設置事業者は、事業計画についてあらかじめ市長の許可(※1)を受けなければなりません。	○	－
④	標識の掲示	設置事業者は、事業区域の外部から見やすい場所に標識を掲げなければなりません。	○	○
⑤	着工～事業開始	設置事業者は、設置工事をしようとするとき、工事を完了したとき、発電事業を開始したときは、市長に届け出なければなりません。 (※2 届出の場合は、発電事業開始時のみ提出)	○	△ (※2)
⑥	維持管理	設置事業者は太陽光発電事業を行うにあたり、維持管理等計画書を市長に届け出、適正な維持管理等をしなければなりません。 また、事故・災害等が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに市長に届け出なければなりません。	○	○
⑦	廃止	設置事業者は太陽光発電事業を廃止したときは、適正処分を行うとともに、市長に届け出なければなりません。	○	○
(※1) 許可基準（詳細な許可基準は施行規則で定める） ・自然環境や景観の保全のための基準 ・土砂崩れ、溢水等の防止のための基準 ・造成計画や、排水施設、擁壁などの施設に関する関係法令や基準 ・地形、地質などに応じ配慮や講ずべき措置の基準 ・道路等の公共施設の構造等に支障を来さないための基準 ・文化財の保護等のための基準 ・反射、騒音等を防止するための措置の基準 ・適切な事業運営のための基準 ・住民説明や事前協議を適切に実施していること				

6 指導・処分等

- **許可の取消** : 市長は、事業者が虚偽その他不正な手段により許可を受けたときなどは許可を取り消すことができます。
- **指導及び助言** : 市長は、必要な限度において、指導及び助言をすることができます。
- **報告徴収及び立入検査等** : 市長は、必要な限度において、太陽光発電施設の状況、維持管理等の状況等の報告を求め、またはその職員に事業所もしくは太陽光発電施設の設置に関係のある場所に立ち入り、検査させることができます。
- **勧告** : 市長は、設置許可を受けず、もしくは事業計画の届出をせず施設を設置した者に対し、発電事業の中止、施設の撤去または原状回復を勧告することができます。
- **措置命令** : 市長は、勧告を受けた者が従わなかったときは、施設の設置の中止もしくは撤去、原状回復等を命ずることができます。
- **公表** : 市長は、許可を取り消したとき、措置命令を行ったときは、その旨及び当該命令を受けた者の氏名及び住所等を公表することができます。